平成２２年（フ）第１４号
熊本市田崎本町６番16―601号
債務者　池上久美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４７号
熊本市湖東１丁目14番15号
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９１号
熊本市清水新地７丁目１番２―302号
債務者　竹原　澄代
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０６号
熊本県宇城市松橋町松橋2010番地１
債務者　吉田　　靖
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７８号
熊本市清水新地４丁目３番40―202号
債務者　武田さおり
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３１０号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目５番８号、住民票上の住所熊本市清水東町２番５号
債務者　家入　照敏
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７号
福島県須賀川市古舘154番地１
債務者　田代ゆかり（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
福島県郡山市逢瀬町多田野字草倉沢60番地
債務者　相樂　浩登（旧姓柳沼）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
福島県郡山市安積町成田字成田77番地
債務者　菊地きい子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
福島県郡山市横塚３丁目24番10号　ミレニアムビュー102号
債務者　大山　　綾（旧姓雅楽川）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
福島県郡山市田村町徳定字**挙**干場32番地
コーポエメラルド１階101号
債務者　玉木　正夫
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
福島県郡山市字十貫河原41番地の８
債務者　五十嵐のり子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
福島県須賀川市西川字山本14番地１　第３司コーポ102号
債務者　羽賀まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
福島県郡山市本町１丁目23番11号　セレーノ本町202号
債務者　安藤　文司
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１００号
愛知県半田市瑞穂町10丁目13番地の14
ニューいずみＡ棟202号
債務者　武田　次男
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５７号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目11番29―210号
債務者　松本　直之
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０５号
神戸市須磨区離宮西町１丁目２番20―502号
債務者　新井義實こと　朴　　義實
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部